別記第2号様式

北海道渡島総合振興局告示 第 123 号

公　　告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

令和4年(2022年)9月16 日

北海道渡島総合振興局長　　田中 仁

1 企画提案を募集する事項

(1) 事業名　　令和 4 年度 渡島東部管理区長期安定供給販売事業

(2) 事業の目的

地域の素材生産を担う林業事業体の育成を目的として、計画的な雇用の確保や設備投資等を促進するため、当該林業事業体との協定に基づいて長期的かつ弾力的に立木販売を行う事業(以下「長期安定供給販売」という。)を実施する。

(3) 対象地域等

① 対象地域

函館市　日和山町、丸山町、蛾眉野町　渡島東部管理区　63,65,67,69,72,73,74,75,76,77 林班　(図面参照)

② 施業別樹種別伐採面積及び数量

施業区分	樹種	面積(ha)	伐採量(㎥)	備　考
主伐	トドマツ	33.15	10,682	伐採年度設定
	カラマツ	1.09	388	伐採年度設定
	計	34.24	11,070	
間伐	トドマツ	304.90	25,687	
	ス　ギ	9.64	697	
	アカエゾマツ	0.73	46	
	計	315.27	26,430	
合　計		349.51	37,500	

③ 協定森林の対象林小班及び伐採率等

別紙のとおり

(4) 協定期間

協定締結の日 から　令和9年3月31日　まで

2 企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 北海道内に本店を有し、かつ、渡島総合振興局管内に本店や支店、営業所(長期販売協定を締結するために設置する場合を含まない。)を有すること。

(2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業又は中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の規定に定める事業協同組合であること。

(3) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。

(4) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通達)第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(6) 暴力団関係事業等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 北海道林業事業体登録実施要領(平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知)第3の規定による資格を有していること。

(8) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

(9) 森林認証制度に定めるCoC認証を受けた者であること。

参加表明書の提出時にCoC認証に係る認証書の写しを提出すること。

3　手続等

⑴ 担当部局

名　　称　　北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課 担当　主査（販売）

所 在 地　　函館市美原4丁目6番16号　（〒041-8558）

電 話 番 号　　0138－83－7318　　FAX　　0138－83－7386

⑵ 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和4年10月7日(金)　　必着

イ　提出場所　⑴に同じ

ウ　提出書類　別記第3号様式に定める「参加表明書」、CoC認証に係る認証書の写し

エ　提出方法　持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

⑶ 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和4年11月4日(金)　　必着

イ　提出場所　⑴に同じ

ウ　提出書類　別記第5号様式に定める「企画提案書」

エ　提出方法　持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

⑷ 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

ア　期　　間　令和4年11月4日(金)　　まで

イ　場　　所　⑴に同じ

⑸ 現場説明

現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

4　参加資格の審査及び企画提案書の提出

参加資格の審査を行い、審査の結果を参加表明書提出者全員に通知するとともに、審査に合格した者に対して企画提案書等の提出を要請する。

5　最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した道有林野産物協定販売実施要領(平成21年3月19日付け道有林第884号)に基づく協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

6　協定締結及び立木売買契約

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「長期安定供給販売に関する協定書」(別記第7号様式)に従って協定を締結するとともに、別途、道有林野の産物売払規則等に基づき、原則として随意契約による売買契約を締結する。

7　その他

⑴ 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。

⑵ 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者が提出した企画提案書は、無効とする。

⑶ 詳細は、別添の企画提案説明書による。

別記第2号様式 別紙

No. 1

協定森林対象林小班及び伐採率等

人天区分	林班	小班	林齢	樹種	面積	蓄積	本数	平均径級	施業区分	伐採率	伐採材積	間伐履歴	最終間伐年	摘要
人工林	63	67	67	トドマツ	2.78	813	4,438	18	主伐	100	813	4	H22	R5年度販売
人工林	63	69	63	トドマツ	2.80	1,020	354	30	間伐	25	255	4	H22	
人工林	65	51	62	トドマツ	4.31	1,828	754	28	間伐	25	457	5	H23	
人工林	65	52	61	トドマツ	3.28	936	651	22	間伐	25	234	6	H25	
人工林	65	55	60	トドマツ	7.65	2,104	1,356	24	間伐	25	526	3	H25	
人工林	65	56	60	ス　ギ	2.84	864	579	24	間伐	25	216		－	
人工林	65	57	59	トドマツ	4.19	934	416	28	間伐	25	234	3	H29	
人工林	65	60	59	トドマツ	6.91	1,824	456	36	間伐	25	456	4	H29	
人工林	65	61	58	トドマツ	6.32	1,612	536	32	間伐	25	403	5	H29	
人工林	65	63	54	トドマツ	2.92	993	322	32	間伐	25	248	2	H28	
人工林	65	64	54	トドマツ	3.73	731	303	30	間伐	25	183	2	H29	
人工林	65	65	53	ス　ギ	3.47	1,079	442	30	間伐	25	270		－	
人工林	65	66	51	トドマツ	11.58	3,740	1,522	28	間伐	25	936	3	H29	
人工林	65	67	51	ス　ギ	3.33	842	303	32	間伐	25	211	1	H26	
人工林	65	68	50	トドマツ	5.04	1,421	631	28	間伐	25	355	2	H27	
人工林	65	69	50	トドマツ	1.37	379	236	24	間伐	25	95	2	H29	
人工林	65	72	44	トドマツ	0.53	164	147	22	間伐	25	41		－	
天然林	67	30	50	トドマツ	5.62	2,012	750	30	間伐	25	503		－	
人工林	67	61	52	トドマツ	17.16	6,572	3,085	26	間伐	25	1,642	4	H28	
天然林	69	34	50	トドマツ	1.23	284	248	22	間伐	25	71		－	
人工林	69	51	57	トドマツ	5.13	2,247	753	32	間伐	25	562	3	H20	
人工林	69	52	55	トドマツ	10.51	2,985	1,100	30	間伐	25	745	3	H28	
人工林	69	53	55	トドマツ	8.57	2,828	1,104	28	間伐	25	707	4	H27	
人工林	69	54	54	トドマツ	2.01	476	237	26	間伐	25	119	4	H27	

別記第2号様式 別紙

No. 2

協定森林対象林小班及び伐採率等

人天区分	林班	小班	林齢	樹種	面積	蓄積	本数	平均径級	施業区分	伐採率	伐採材積	間伐履歴	最終間伐年	摘要
人工林	69	55	53	トドマツ	6.71	2,053	984	28	間伐	25	513	4	H27	
人工林	69	56	53	トドマツ	4.90	1,842	581	32	間伐	25	461	2	H20	
人工林	69	57	51	トドマツ	3.74	1,047	679	24	間伐	25	262	4	H28	
人工林	72	53	66	トドマツ	9.66	3,294	1,134	32	間伐	25	824	4	H29	
人工林	72	54	65	トドマツ	6.18	2,070	685	32	間伐	25	518	5	H29	
人工林	72	59	61	トドマツ	6.35	2,724	941	30	間伐	25	681	3	H29	
人工林	72	64	58	トドマツ	3.14	1,080	422	30	間伐	25	270	3	H29	
人工林	72	67	53	トドマツ	3.32	1,265	513	28	間伐	25	316	3	H29	
人工林	72	69	50	トドマツ	0.73	160	62	30	間伐	25	40	1	H29	
人工林	73	61	51	トドマツ	20.19	6,743	2,949	28	間伐	25	1,687	1	H21	
人工林	73	62	50	トドマツ	6.92	2,187	1,128	26	間伐	25	546	1	H24	
人工林	73	63	49	トドマツ	4.22	1,342	548	28	間伐	25	336	2	H24	
人工林	73	64	48	トドマツ	4.58	1,333	531	30	間伐	25	333	2	H24	
人工林	73	66	47	トドマツ	1.10	364	455	18	間伐	25	91	1	H21	
人工林	73	70	45	トドマツ	4.50	1,314	747	26	間伐	25	329	2	H24	
人工林	73	71	44	トドマツ	1.43	368	291	22	間伐	25	92	1	H21	
人工林	74	60	53	トドマツ	7.11	2,865	1,005	30	間伐	25	716	4	H29	
人工林	74	62	53	トドマツ	6.32	2,193	849	28	間伐	25	549	4	H29	
人工林	74	63	52	トドマツ	3.64	1,052	390	30	間伐	25	263	4	H29	
人工林	75	55	70	トドマツ	4.90	1,642	4,637	24	主伐	100	1,641	3	H23	R4年度販売
人工林	75	56	60	トドマツ	4.10	1,320	3,264	24	主伐	100	1,320	3	H23	R4年度販売
人工林	76	52	68	カラマツ	1.09	388	906	22	主伐	100	388		－	R4年度販売
人工林	76	55	57	トドマツ	9.15	3,294	5,819	26	主伐	100	3,298	6	H23	R4年度販売
人工林	76	57	56	トドマツ	3.31	1,000	2,094	24	主伐	100	998	4	H24	R4年度販売

別記第2号様式 別紙

No. 3

協定森林対象林小班及び伐採率等

人天区分	林班	小班	林齢	樹種	面積	蓄積	本数	平均径級	施業区分	伐採率	伐採材積	間伐履歴	最終間伐年	摘要
人工林	77	58	62	トドマツ	7.44	2,537	897	32	間伐	25	634	4	H23	
人工林	77	59	62	トドマツ	1.68	764	162	38	間伐	25	191	5	H30	
人工林	77	63	62	トドマツ	18.30	6,954	1,644	36	間伐	25	1,740	7	H30	
人工林	77	65	61	トドマツ	4.43	1,218	455	30	間伐	25	305	5	H32	
人工林	77	68	60	トドマツ	8.91	2,611	6,492	24	主伐	100	2,612	5	H26	R5年度販売
人工林	77	69	59	トドマツ	18.25	6,150	1,877	32	間伐	25	1,538	4	H23	
人工林	77	71	59	トドマツ	13.06	4,401	1,304	34	間伐	25	1,101	4	H32	
人工林	77	72	58	トドマツ	8.26	2,693	670	36	間伐	25	674	4	H32	
人工林	77	75	55	トドマツ	4.76	2,190	645	34	間伐	25	547	4	H30	
人工林	77	76	55	アカエゾマツ	0.73	184	64	32	間伐	25	46	2	H32	
人工林	77	77	55	トドマツ	9.82	3,889	1,213	32	間伐	25	971	4	H30	
人工林	77	78	51	トドマツ	1.28	556	418	22	間伐	25	139	2	H32	
人工林	77	80	48	トドマツ	2.02	992	256	36	間伐	25	248	2	H29	
総計					349.51						37,500			